新 ĺΗ 第1条~第3条(略) 第1条~第3条(略) 第4条 補助事業者は、前年度の9月末日以前の3年の間において次の 第4条 補助事業者は、過去2年間において次の各号のいずれかに該当す 各号のいずれかに該当する実績を有する運動部(学校の運動部として る実績を有する運動部(学校の運動部としての活動実態を有するもの の活動実態を有するものに限る。) が所属する県内の私立高等学校を設 に限る。)が所属する県内の私立高等学校を設置する学校法人とする。 置する学校法人とする。 (1) 日本代表選手選考会を経て国際大会等に出場する者を輩出したこ (1) 日本代表選手選考会を経て国際大会等に出場する者を輩出したこ と。 と。 (2) 全国大会(全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校選抜大会 (2) 全国大会(全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校選抜大会 において実施されている競技種目にあっては当該大会、それ以外の競 において実施されている競技種目にあっては当該大会、それ以外の競 技種目にあっては当該大会に準ずる大会とする。以下同じ。)の団体戦 技種目にあっては当該大会に準ずる大会とする。以下同じ。)の団体戦 で入賞したこと。 で入賞したこと。 (3) 全国大会の個人戦で複数回入賞したこと(同一選手が複数回入賞 (3) 全国大会の個人戦で複数回入賞したこと(同一選手が複数回入賞

した場合を除く。)。

第5条~第6条(略)

第7条(1)~(12)

第5条~第6条(略)

した場合を除く。)。

第7条(13)を追記

- (13) 対外試合、県外遠征等の実施に当たっては、各中央競技団体にお ける感染予防ガイドライン又は行き先の状況を踏まえ補助事業者が慎 重に判断すること。
- 第8条 補助事業者は、次に掲げる変更をしようとするときは、あらか | 第8条 補助事業者は、次に掲げる変更をしようとするときは、あらか じめ別記第4号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その 承認を受けなければならない。

じめ別記第4号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その 承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額の増額
- (2) 補助金の交付決定額全体の20パーセントを超える減額
- (3) 事業計画書の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業画の目的に及ぼす影響が軽微である場合はこの限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の変更交付の決定をし、別記第2号様式による変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

第9条~13条(略)

附則

1 この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附則

2 この要綱は、<u>令和4年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第7号まで及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- (1) 補助金の交付決定額の増額
- (2) 補助金の交付決定額全体の20パーセントを超える減額
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金の交付決定額の変更
- (4) 事業計画書の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業画の目的に及ぼす影響が軽微である場合を除く。
- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の変更交付の決定をし、別記第2号様式による変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

第9条~13条(略)

附則

1 この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附則

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第7号まで及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

補 助 対 象 経 費	補助率
私立高等学校の運動部が行う競技力向上を図るために実施	定額
する事業に必要な以下の経費	
①強化練習、合宿や遠征試合等の強化事業に係る経費	限度額1部
②競技力向上に資する大会への参加に係る経費	活動当たり
③競技用品及びトレーニング用品の購入費(10万円以下の	40万円
機械器具 <u>に限る。</u> )	
報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使	
用料及び賃借料	

## 別表第1 (第3条関係)

補助 対象経費	補助率
私立高等学校の運動部が行う競技力向上を図るために実施	定額
する事業に必要な以下の経費	
①強化練習、合宿や遠征試合等の強化事業に係る経費	限度額1部
②競技力向上に資する大会への参加に係る経費	活動当たり
③競技用品の購入費(10 万円以下の機械器具)	60万円
報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使	
用料及び賃借料	